

令和 7 年 3 月 7 日

「食品安全委員会における調査審議方法等について  
（平成 15 年 10 月 2 日食品安全委員会決定）」  
に係る確認書について

本日資料として配布した「確認書」は、現在の調査審議の議題に係る内容として、各委員より提出いただいたものを専門調査会の資料としたものです。

次回以降の専門調査会の議題に応じて特定企業（注）等との事実関係に変更が生じた場合には、速やかにその旨を記載した確認書の提出をお願いいたします。

なお、次回以降の専門調査会では、「食品安全委員会における調査審議方法等について（平成 15 年 10 月 2 日食品安全委員会決定）」の 2（1）の①から⑥までのいずれかに該当がある場合に確認書を資料とすることといたします。

以上

（注）

特定企業：調査審議等の対象となる企業申請品目の申請企業若しくはその関連企業又は同業他社（同業他社が特定企業に含まれるのは、当該委員本人又はその家族（配偶者及び一親等の者であって、委員等と生計を一にするもの）が企業申請品目と機能及び販売目的が類似した当該同業他社の競合品の開発に関与している場合です）。

(別紙)

## 確認書

内閣府 食品安全委員会委員長 殿

私 小嶋 五百合 は、貴委員会の決定にしたがって、下記のとおり事実関係を確認しましたのでお伝えします。

なお、特定企業からの依頼により調査審議等の対象品目の申請資料等の作成に協力した場合や、私の任期中において下記の事実関係に変更がある場合は、速やかにその旨を記載した確認書を提出いたします。

### 記

1 特定企業との経済的な深い利益関係 (2 (1) ①②③④関連)

特定企業との経済的な深い利益関係はない。

次の企業を除き、特定企業との経済的な深い利益関係はない。

(関係のある企業名： )

2 所属する委員会等の調査審議事項の関連分野の審議会との関係 (2 (1) ⑤関連)

リスク管理機関における当該審議会の長ではない。

リスク管理機関における当該審議会の長である。

(長を務める審議会の名称： )

3 その他 (2 (1) ⑥関連)

(具体的に： )

<次については、事実関係が生じた場合に記載> (2 (1) ④関連)

4 特定企業からの依頼により調査審議等の対象品目の申請資料等の作成に協力しましたので、そのことを次のとおり申告します。

依頼が行われた企業 ( 日本農薬株式会社 )

調査審議等対象品目名 ( 農薬 チアジニル )

令和 7年 2月 4日

小嶋 五百合